

フェミニズムにおける公共性「問題」

岡野 八代

はじめに フェミニズム理論における公共性「問題」と公私二元論

本稿では、フェミニズム理論 筆者の関心上、主に北米における現在のフェミニズム政治理論に限定されている において、公共性が問題として浮上してきた理論上の契機を捉えてみたい。ただそのさい、これまでの多くの先行研究によって試みられてきた概念規定の概略を示すことは、他の論考に譲ることとする¹⁾。したがって、本稿では、思想史上展開されてきた公共的なものの概念規定を試みない。むしろ、フェミニズムの公共性批判、すなわちフェミニズム理論における公共性「問題」から逆照射する形で、既存の公共的なものを巡る議論の特徴、あるいは、既存の公共性論が論じ損ねているものとは何かを明らかにしてみたい。そのことにより、新しい世紀を迎えたわたしたちが共に探求しうる新しい公共性への足がかりを提供できれば、幸いである。

フェミニズムの政治理論・政治思想における公共性「問題」とは、既存の公私二元論をいかに克服するか、あるいはいかにして公的なものと私的なものを脱構築するかである、と行って過言ではないであろう²⁾。一例を挙げれば、公的領域 the public sphere の再興を唱えた思想家の一人であるハンナ・アーレントは、北米の多くのフェミニストたちから批判されることになったが [cf. Honig 1995. 岡野 1997]³⁾、それはアーレントにおける公的領域そのものの議論に対する批判ではなかった。フェミニストたちが批判の目を向けたのは、公的領域がつねにすでに公私二元論の枠組み

の中で論じられており、さらにはアーレントが公的領域を再創出・再定義しようとすればするほど、私的領域と公的領域のあいだに強固な境界線を設定し続けることになる、ということに対してであった。なぜならば、アーレントにおける公・私のあいだの境界線は、明らかにジェンダーの二項対立軸と一致しており、「公的」領域すなわち、男性性、唯一無二の存在としての個人、自由、政治、行為の空間と、「私的」領域すなわち、女性性、類的存在としての身体、必然、家庭、自然の空間を峻別するために設けられていると、多くのフェミニストたちが理解したからである。

アーレントによる 公的・私的 の区分は、それが「女性たちのイシュー」を否定している」点で、「歴史的にみていまいまいほど差別的であり」、「驚きを禁じえないものである」か、あるいは、その区分を「好ましい事態」の一つとして見ることは少なくとも不適切である、と認めざるを得ない [Dietz 1995: 29/44. 脚注記号は省略]

公・私のあいだに強固な境界を設定しようとアーレントを駆り立てていたのは、身体性に対するある種の恐怖であり⁴⁾、それゆえ身体性を私的領域へ閉じこめ、馴化する domesticate ことが、境界設定の目的の一つであった。西洋思想史の伝統にしたがいアーレントは、女性性を身体性や身体必要・必然性のニーズと関わるものとして理解し、それゆえ自ずと(あたかも議論の余地がないかのように)女性性を私的領域である家政 oikos に属するものとして規定してしまう。そして、家政に属するべきだとされた諸活動、メンタリティ、自他の関係性が境界を越えて公的領域へと「侵入」してくることを近代の病理と診断した。

以上の例が示すように、フェミニズムにとって公共性を論じることは、公共性が論じられるさいに様々な事象・価値・存在様式が排除されてしまっていることを「問題視」することにつながる。したがって、公共性「問題」を論じるさいに、フェミニストたちが家族・親密圏・私的領域、そして身体性を巡る議論をすることは、こうした文脈の中で理解されなけ

ればならない。

フェミニストたちが私的領域や身体性に多くの関心を示してきたことに對して、フェミニストの政治嫌い という批判が散見されるが、そのような批判は、公共性は私的領域抜きに考えることができない⁵⁾、というフェミニズムの根本的な問題提起の意味を見失っている。フェミニズムにとっての公共性「問題」とは境界設定の問題であり、その境界設定に働く力こそが政治的な力であるとするフェミニストたちは⁶⁾、公的領域から排除される事柄があるとすれば、それは排除されるものの「自然=本性」に由来するのだと主張することで排除を自然視しようとする権力と闘ってきた。

『フェミニズムと公的・私的なもの』を編集したジョアン・ランダスは、フェミニストの公共性論を支えているのは、つぎのような動機・関心であるとしている。社会的現実を二元論的に捉えようとする 少なくとも西洋思想の伝統における これまでの社会認識に対する不満の高まり。なぜなら、二元論的な社会認識は、普遍性を騙っているだけでなく、政治・文化活動の国家による独占を許すことにもつながるからである。公的生活・私的領域が過去の時々、どのような文脈を背景にしながら編成されてきたのかという歴史的関心。なぜなら、いかに政治的に公的・私的領域が相補的に規定されてきたかを、歴史的な変化のなかでわたしたちは気づくからである。民主主義理論への関心。なぜなら、「承認」「代表/表象」「文化」「平等」「関心」「正義」といった重要な政治的概念が、公的・私的生活のジェンダーの編成といった観点からますます論じられるようになったからである [Landes 1998: 16]

以下では、フェミニズムにおける公共性「問題」とは公私二元論問題である、ということと、ランダスが定式化した問題関心の三つのあり方を念頭におきながら、それではなぜこの二元論がフェミニズムにとってそれほど問題なのかについて触れ、かつ、この強固な二元論ゆえにフェミニズムが陥ってしまう、公共性をめぐるディレンマについて考えてみたい。その

後、ディレンマを生じさせるのは、公私二元論を支える前提として措定される主体が、特定の性格を帯びた個人であることを突き止めてみたい。

第一節 公私二元論と公共領域からの排除の論理

西洋の政治思想史を少し遡るだけで、あるいは近年の日本社会におけるDV法をめぐる議論を一瞥しただけで[ex. 小島・水谷 2004]、公・私の境界線がつねに揺らいでいることは明らかである。また、公・私のあいだの境界線が、さまざまに影響し合う無数の力関係によって線引きし直されてきたこともいうまでもない。だが、わたしたちがある事象を みなで問題にすべき (=個人的な問題ではすまされないと考えるべき)とすると、もうすでにそこには、公・私にかかわる一定の境界線が引かれていることから分かるように、複雑な人間存在に関して議論するさい、わたしたちは何らかの公・私(とは表現しないまでも)のあいだの線引きを必要としているのも事実である。一方には、公・私のあいだの境界の通時的・共時的な変化、公・私それぞれの内容の不確定さ・不確実さ、境界線への諸力の影響力が存在し、他方で、わたしたちはなんらかの形で境界設定をしながら思考せざるを得ない。このことは、多くの女性たち、とくにフェミニスト理論家たちを悩ますことになる。

たとえば、リプロダクティブ・ライツや労働法における女性保護をめぐる議論について、つぎのような難問にフェミニストたちは直面してきた。戦前を振り返るならば、女性の出産に対して国家は、さまざまな回路を通じてあからさまな介入を企ててきた。また、少子高齢社会に突入した現在の日本社会においては、毎年のように出生率の低下傾向が社会問題として取り上げられ、一九九九年に制定された男女共同参画社会基本法も、少子社会対策としての役割が期待されている⁷⁾。では、出産を通じて女性の身体に介入・身体を利用しようとする国家に対して、フェミニストにはどのような抵抗が可能なのだろうか。出産という経験は女性に固有の経験であ

り、したがって出産は女性個人の自己決定の問題なのだと主張すべきなのか。あるいは、出産という事実は、複数の人間存在から構成される社会の基本的経験であり、社会的な意義があり、したがって出産・育児に対しては社会全体に課せられる集合的責任が発生すると主張すべきなのか。後者であるとすれば、いかにして国策による人口統制と集合的責任とを区別することができるのだろうか⁸⁾。

本稿では、この問題を詳細に論じることはできないが⁹⁾、出産だけでなくわたしたちの様々な経験は、公私二元論では捉え切れない。当然のことだが、複雑な側面をもっていることは、公共性を論じるさいに強調されてよい。あるいは、公共性を論じることが、既存の公私二元論が見えなくしてしまう傾向にあった、わたしと他者の間に結ばれる生の複雑さに光を当てることへとつながっていくべきである。

しかしながら、フェミニズム理論が批判の対象としてきた既存の公私二元論は、社会の中で産み出される個人の経験を、上述のような「あれかこれか」の二者択一的枠組みで理解するよう強いてきたのではないか。さらにいえば、公的なものがいかに定義されようとも¹⁰⁾、公的なものの特徴を支える形で、公的領域に参入する以前の主体の在り様が前提とされており、その主体像に合わない存在は、私的な存在として、あるいは公的主体の決定に従う存在として規定されてきたのではないか。

再度アーレントを参照してみるならば、公的領域を特徴づける述語の中に、すでにいかなる主体が期待されているかが織り込まれている。いわく、私的領域とは必要を克服する *mastering* ために必然的な領域であり、したがってその構成員は支配・服従 *master-slave* 関係から自由でなく、生命や肉体の必然性や人間の本性 *nature* に支配されている。他方で、公的領域とは、そのような必然性から解放された *liberated* うえで、互いに異なる人間がひとり一人の唯一性・卓越を競い合う、自由の領域=政治の領域である、と。ある領域における活動が主体を規定する。あるいは、そもそもある特徴を備えた主体が、その活動領域の性格を規定する。ことが

ら、古代ポリスでは、生命の再生産労働に携わるのは女性と奴隷であり、戦争などの公的活動に同等者とともに従事するのは男性であることが、自明視されていた。

こうした、公私二元論による社会編成がフェミニストにとって問題なのは、アーレントがまさにその点で批判されたように、公・私二元論は陰に陽にジェンダー基軸にそって構築され、とくに近代以降は、そのジェンダー構造によって私的領域における異性愛中心主義と公的領域における男性中心的な社会が維持されてきたからであることは、いうまでもない¹¹⁾。公的 = 男性的な世界、私的 = 女性的な世界として、そこにさまざまな価値・属性・意味をわたしたちは付与し続けてきた。

だが、本報告でさらに注目したいのは、公的領域 = 自由の領域と規定されることによって、公的領域における参加主体もまた「自由である」「自由であるべきだ」と前提されてしまっている点である。公的領域 = 自由の領域である(べきだ)と想定することと、そこに参加する者の資格として、自由である(べき)ことを要請することは別のことである。だが、古代アテネの政治の経験を語る際にアーレントが依拠するアリストテレス、政治的家父長制をフィルマー批判の中で否定したロック、自律のなかに人格の尊厳を見たカント、現代のリベラリズムを代表するロールズに至るまで、その自由概念には違いこそあれ、公的領域を論じるさいに、つねに自由な主体像が前提とされてきた¹²⁾。

たとえば、経験的世界から自由に普遍的命題を発見しうる能力に人間の尊厳を見いだしたカントは、公的存在、すなわち国家の法の制定に係わる市民である、ということは、次のことを意味すると論じている。

自分が自分自身の支配者であるということ、したがって生計を立てるための何らかの財産(そこにはあらゆる技術、職人芸、芸術、学問を数え入れることもできる)をもっているということである。いいかえれば、自分が生きるために他の人から何かを入手しなければならない

場合には、自分の諸能力を他人が使用するのを認めることをとおしてそれを入手するのではなく、自分の所有物を譲渡することをとおしてのみそれを入手するということ、したがって、公共体は別として、それ以外の誰に対しても、ことばのもともとの意味での奉仕をしたりしないということである〔カント 2000：194-5．強調は原文〕

以上のように市民が定義されるさい、女性についても言及されるが、それは、「市民と呼ばれるために必要な資格は、自然的な資格（子供ではないこと、女性ではないこと）を除けば」という一文においてのみである。女性が市民から排除されるのは、論じるまでもなく当然のことなのだ。なぜならば、当時の女性は財産所有者でなく、自分以外の他者に奉仕する存在、すなわち自分自身の支配者ではないから、公的存在であることが適わないのだ。

ここで、もう一度公私二元論がフェミニズムにとっての公共性「問題」である、と指摘さいの論点を整理しておきたい。第一に、公・私¹が男・女という二項式に対応してきたために女性が公的領域から排除されてきたこと。第二に、さらにやっかいな問題として、公的領域がそこに参加する主体の特徴によって規定されていること。したがって、たとえば公的領域は自由な空間であるという特徴づけによって、その空間に参加することで公的主体が自由に「なる」のではなく、逆に、予め主体が「自由」であるから、公的領域もまた自由な空間である、といった論理が、公共性をめぐる議論に含まれてしまっていることである。そのために「公的存在」としての特徴から逸脱している者は、公的領域に参入することができないとされる。

第二点目が「やっかいな」問題であるのは、公的領域において追求される価値は、普遍的な価値 とまではいえなくとも、「公的なるもの」の特徴として、ある集団が共有できる、集団に共通する価値ではある とされるがゆえに、女性もまたその価値をめざすことが原理的に排除されな

い、という点である。カントの言葉でいえば、女性であっても財産を所有し、自分以外の誰にも奉仕せず、自分自身の支配者と認められれば、公的存在となりうる。そして、このことこそが、公私二元論を前にした女性たちが、「差異か平等か」といったディレンマに直面する要因であり、公共性論に関連して、フェミニストの理論家たちが私的領域における主体の構成、主体と「なること」、わたし という存在と他者との関係に批判的関心を向ける理由である。

第二節 「差異か平等か」 排除か、包摂か

フェミニズムにとっての公共性「問題」は、公・私 = 男・女といったジェンダーの二極性に加え、公的なものが男性像から抽象された、普遍的とされる価値を体現していることにある。一八世紀末にカントが労働者を公的存在として認めなかったのは、労働者は自律的というにはあまりに経験的世界の条件に束縛されすぎていたからである。身体の必要に迫られた者は公的存在たり得ないと考えるのは、西洋政治思想史の長い歴史に従った考えである。一九世紀以降、公的存在として男性労働者が包摂される経過についても、マルクスがブルジョア国家の抽象性を批判したように、公的領域における市民間の平等は、当時の市民社会に存在する具体的不平等を捨棄しているからこそ担保しえた。さらに、具体的人間から抽象される自由な意志に、各個人の自由と平等の根拠を見いだそうとする傾向は、現代にまで続いているともいえる。したがって、具体的な男性性の総体が、直接的に公的なものを規定しているわけではない。

そうであるからこそ、現在よりも露骨に生物学的な性差によって公的領域から女性が排除されていた啓蒙の時代に、公的なものと普遍性との密接な関連を見いだすウルストンクラフトは、精神において性差は存在しないと主張することで、女性にも公的存在としての可能性を見いだすことができた。「人類を美德もしくは幸福に導くために神の摂理によって定め

られた道は、ただ一つしかない」[ウルストンクラフト 1980: 45] 肉体的な構造には違いがあるとしても、また、環境が才能に及ぼす影響にはそれぞれ違いがあるにせよ、神によって与えられた美德と理性を磨くことによって、女性もまた、責任ある市民たり得るのだ、と [cf. *ibid.*: 264-5. 289. 310]

ウルストンクラフト自身は、神の摂理たる美德を当時の男性がじっさいに体現しているとは考えていなかったし、むしろ、男性も女性も男性的とされた美德と女性的とされた節度の双方を学ばなければならない、と主張している。したがって、彼女のいう性差のない精神とは、男性的というよりむしろ、両性具有的であったと考えることができよう。だが、それでもなお、精神には性差がないと主張することで男女の平等な扱いを求めた彼女の主張は、のちに「ウルストンクラフトのディレンマ」と呼ばれるように、「差異か平等か」というディレンマの典型として理解されるようになる [Pateman 1992: 20]

「差異か平等か」のディレンマは、公的領域が男性中心主義的な価値を体現しているから生じているのだが、この場合の男性中心主義的とは、カントの自律という概念に如実に示されていたように、身体性から生じる必要への従属・他者への依存といった、非対称的な自他関係を捨象している、という意味である。

なぜ、ウルストンクラフトのように精神には性差がないと考えることが、女性にとってディレンマを生むのか。それは、公的領域で主体たり得るものは、時に奴隷を利用してまでも自らの必然を克服した自由な主体だと想定されているがゆえに、公的領域には属さない二級市民として扱われてきた者が、十全な市民へと包摂されることを願うのであれば、身体性から生じる必要・依存、自他関係を私的領域へと閉じこめておく domesticated ことができる者であることが要請されるからである¹³⁾。これは、文字通りの意味でなくても、ウルストンクラフトのように、身体的・物理的な条件を人間性のありかと考えられる理性から切り離すことが

できる者であればよいのだ。

この前提が揺るがない限り、二級市民であった者たちは、「権力の中心にすでにいる者たちと同じなのであるから、権力の中心に受け入れられるべきである、と主張するか、異なっているが、しかし権力の中心にすでにいる者たちに提供しうる価値ある何かを持っている、と主張する」しかない [Tronto 1993: 15]。そして、いずれを選択するにせよ、それは「結局のところ、権力をすでに手にしている者の特権的立場を維持することになってしまう」[ibid.: 86]

「公的領域と私的領域の境界」「普遍的道徳が要請する境界」「政治と道徳の境界」を再考しようとするトロントによれば、これまでの公私二元論によって守られているのは、すでに公的存在として公認されている者たちにとっての必要以外の必要が、より公的に考慮・注目されなければならないのではないか、といった批判的考察を怠ることのできる「特権的な無責任」である。ある者たちの必要を公的領域へと持ち込ませないことで容認される市民への包摂、包摂において何が切り捨てられたかを無視した諸個人間の平等とは、非対称的な相互依存や、一人ひとりにとって本来異なっているはずの必要といった問題を社会正義が扱う問題ではないとするための、「便利なフィクション」にすぎない [ibid.: 145]

たしかにいっけんすると現在では、公私二元論の二極性は生物学的な性差との連関が薄まっているように見える。「男の支配」「男の権威」といった露骨な形で他者支配を正統化することは、ほとんど不可能である。だが他方で、「自足・自立・自律した個人」というジェンダー中立的にみえる個人観を、わたしたちの多くは肯定的に受け入れている。この点について、精神分析における対象関係理論に依りながら、ジェンダー対極性がもたらす残酷な他我の境界設定 (= 他者への依存状態の否認によって自我を確立する) を批判するベンジャミンから引用したい。

女たちが社会の公的・生産的な領域にますます進出するようになって

いるにもかかわらず、その領域は、実践的にも原理的にも「男の世界」である。女の参画は、領域の規則とやり方に何の影響も与えていない。公的な制度と生産関係は、非常に非人称化して見えるし、ジェンダーレスぶりを誇示している。しかし、個人の必要に全く関心を払わぬ、まさにこうした客観的な特性こそが、男性権力の特徴として認識されるべきものである。慈しみ・養育 nurturance を私的領域に追放する非人称性こそが、男の支配の論理、女に対するおとしめと排除の論理を暴露するのである [Benjamin 1988: 187/254. 強調は引用者]

ベンジャミンの指摘は、かつて女性であるという理由だけで公的な存在として認められなかった女性たちが直面したディレンマ、すなわち、「差異か平等か」というディレンマをうまく捉えている。ベンジャミンによれば、アーレントをめぐる議論においてすでに確認したように、身体性が公的領域(=男性性によって表象される)に侵入することを恐れた、公的領域の設定に伴う排除の論理、つまり本報告で注目する他者への依存・身体の必要を否認する論理を受け入れ、自律した個人という理念を追求するのであれば、女性が公的領域に参入するにせよ、その外にとどまり続けるにせよ、「女に対するおとしめと排除の論理」は存在し続けることになる。

そこで、この「差異か平等か」といった出口のない二者択一に陥らないために、多くのフェミニストたちは、公的領域における主体像が捨象してきたひとつとしての経験に目を向けるようになる。それは、これまで幾度も指摘してきた身体性から生じる必要や他者への依存関係であり、主流の公共性論が対峙してこなかった人間関係に欠かせない一側面である。したがって、既存の公私二元論の枠組みを前提とするならば、フェミニズムは、「公共性」問題を論じているにもかかわらず、私的領域に属する問題を扱っていると考えられてしまうのである。

だが、注記しておきたいのは、私的領域や個別具体的な必要、それに対するケアに着目する多くのフェミニストたちが論じようとするのは、ある

種のニーズや非対称的な依存関係が私的な問題だと考えられてきたために社会正義の射程にはないとされてきた、そのことをこそ、社会正義の問題として再設定するためである、ということである。

第三節 ディレンマの突破口としての わたし の解放と新しい公共性論

公私二元論は、「差異か平等か」のディレンマを女性たちに突きつける社会構造の核として、フェミニズム理論の中心的テーマで在り続けている。そこで多くのフェミニズムの理論は、公共性論における主体像が、わたしたちの経験の多くを捨象し、そのためにその抽象的な主体像から逸脱する存在を公的領域から排除している点に着目する。したがって、「差異か平等か」のディレンマの突破口を、人間存在としてのより豊かな経験に基づいた公共性論に彼女たちが求めるのは、当然だといえる。そして、ここでいう「豊かな経験」とは、必要・依存・ケアといった主に具体的な身体性に関わる経験である。

先に引用したベンジャミンによると、フェミニズム理論はすでに「自律的個人」という主体像には問題があることを明らかにした。なぜならば、そうした個人像は、「自分が現実に行っている依存と社会的従属を否認する、捨象の行為によって作り出されて」いるからだ。「その結果、この人物の自由とは、他者の統制や侵入に対する防衛だけで構成されることになる」[ibid: 187-8/255]。彼女と同じように精神分析に依拠するバトラーも、「自律性とは否認された依存の論理的帰結である」として自律的主体を幻想だと批判する [Butler 1995: 45-6]。両者とも、個人が最初に社会に組み込まれ、主に母親との同一視によって自己を形成していく過程、そのまったき依存関係の否認こそが、自律的個人という幻想を支えていることを暴いている。

自律的個人を彼女たちが批判的に捉えるのは、依存の否認に支えられた

個人が形成する公的空間が、欲望や目的、能力をも含めて自らの想像を超えた他者との不安定な関係性が開示されるような空間ではあり得ず、逆に、ある特定の主体像のみが行為しうる領域、複数の存在間の共通性への同一化を要請する領域へと縮減されていくからである¹⁴⁾。また、そこでの個人の自由は他者の拘束からの自由という消極的な自由としてのみ享受され、さらに自他関係における依存の否認は他者支配へと容易に転換する。それだけではない。身体の必要は満たされなければならない、依存関係は人間にとって避けられない関係性であるにも関わらず、他者の必要に対するケアは、公的領域に参入するさいのハンディキャップ、負担、必要悪とすら考えられることになる。それゆえ、公的存在としてすでに認められている者たちは、ニーズや依存をめぐる諸問題を自らの中に見ようとせず、他者(＝公的領域の外部にある者/二級市民)の問題にすることで、みずからは無関係であると信じていることができるのである [cf. Sevenhuijsen 1998]

いっけんすると、依存と自律は相容れない人間存在のあり方のように思われがちだが、ヤングによれば、依存と自律の間には逆説的な関係が存在している。そして、その文脈にある限り、母親役割を引き受ける者は、二級市民の扱いを免れないと指摘する。

逆説的であるのは、そのような自律と個人の自立は、母親からの個別の配慮が行き届いた、愛情のこもった心遣いを必要としている、と考えられていることである。母親たちは、子どもたちに自己に対するこうした意識 [自律と自立 引用者] を育むために、献身しなければならない。しかしながら、心遣いに満ちた愛情のために、個性と自律性を備えた市民を養育する者は、シティズンシップを行使するには不適任であると判定されてしまう。というのも、母親の性格は感情的になりやすく、一般的な善ではなく、個別のニーズと利害に関心を向ける傾向があるからである [Young 1997: 124]

それでは、「自由な個人」「自律的個人」を前提とした公私二元論に対し

て、フェミニズム理論はいかなる代替案を提案し得るのだろうか。ここでは、合衆国の憲法史における「自律した個人」「別個独立の個人」という市民像の誕生を批判的に考察するネデルスキーに着目してみたい¹⁵⁾。

彼女によると、「アメリカの制度が保護しようとしている[個人の]自律は、個人の周囲に諸権利から成る壁をうち立てることによって達成される」[1990b: 118]。諸権利を保障された「自律した個人」は、他の主体とともに活動するさいであっても、他者や集団の意志や要求から守られた自らの意志を貫徹しうる存在としてのみ、行為すると考えられる。あるいは、他者とともに行為する前提として、すでに権利によって他者から守られるべき利害関心、しかも自身に発する利害関心を持つ存在であることが¹⁶⁾、要請されることになる。

それに対してネデルスキーは、自律とは「能力の一つ」であり、ある集団の中の一人として、自他の境界線の曖昧さや利害の重複・軋轢、他者によって提示される規律や触発される感情との新たな出会いなどを通してのみ、いかにしてかは、神秘的だとしか表現しようがないが、育まれると考える。すなわち、「自律」とは、決して法・政治制度の前提として措定できる人間の属性ではなく、状況いかによっては著しく損なわれてしまう能力の一つである。「自律の発達にとって欠かせないのは、侵害から守られることではなく、自律を構成する関係性である」[ibid: 119]

ネデルスキーは、自律という概念そのものを否定しているのではない。彼女はむしろ、自律に対するある特殊な考え方、つまりベンジャミンやバトラーが批判した依存の否認の裏返しとしての自律という、自律に対する特殊な考え方が、権力・自由・安全といった重要な政治的理念の理解にとって有害なのだと主張する。他方で、ひとが一個の統合性を備え、自律性を身につけていく過程、すなわち、他者や国家権力との関わりの中でいかに自律は育まれるのかという、その過程に焦点を当てることを提唱する。たとえば、合衆国では福祉に頼らざるを得ない文脈において、個人と国家の関係は、自律を損なうものとして構造化されている。ネデルスキーが批

判的検討に付そうとするのは、自律は経済的依存とは両立不可能であるという、特定の自律概念に則って福祉が構造化されている点である¹⁷⁾。

自律を他者から切り離された別個の個人の属性のように語らずに、複雑な過程を経て育まれる能力と捉えようとするならば、子どもが成長するなかでいかに自律を学んでいくかに注目すべきだとネデルスキーは提案する¹⁸⁾。主流の政治思想を批判するための親密圏の焦点化は、相互依存や他者との関係性を重視するフェミニストに共通する特徴であり、これまで母性中心主義的である、といった批判が繰り返されてきた。だが、本報告でここまで見てきたように、政治の諸価値、公的なものを構想するさいに、ある特定の主体像が大きな役割を果たしているとするならば、公共性を見直すためには、個としての人のあり方そのものを、根本的に見つめ直す必要がある。

まず、子どもの成長過程からわたしたちが学ぶのは、自律と、相互依存や依存は相反するどころか、複雑なバランスの上に両者が成立することである。子どもが自我を発達させるためには、自らのニーズを満たしてくれる他者、その他者が与えてくれる安心感、他者との一体感、繋がり意識が必要である。親密圏はこのようにして、子どもに安心感を与えるが、そこでの安全は、他者の侵入からの防御ではなく、むしろ他者とつながっている、傷つきやすく弱い存在であることを他者が受け入れてくれることから得られる安心である。

また、わたし という存在に所与のものとして与えられている身体感覚にしても、わたし の身体は確かに他者の身体とは別個に存在しているけれども、その間に存在するのは、壁のごとく他者とわたし を分け隔てる境界線ではなく、「肌」の関係である。肌は、自己と他者とを分ける役割だけでなく、他者と触れ合うことを可能にしている、あるいは視点を変えれば、肌の内側(つまり、自分自身の肉体)には触れることができず、肌の外側(つまり、他者の身体)には触れることができるという、両義性を表している。つまり、一個の身体は、外界から切り離された別個独

立性を表現しているのではなく、「否応なく世界におけるすべての存在と繋がって」しまっていることを、わたしたちに教えてくれる [ibid.: 134]

しかし、子どもの成長過程には、主に世話をしてくれる存在(多くの場合は母親)との分離、対立、緊張が存在していることもいうまでもない。なぜなら、子どものニーズを満たしてくれる絶対的な他者である彼女もまた、異なる欲望やニーズをもった存在であることを子どもは認めざるを得ないからであり、子どもにとって圧倒的な力をもった彼女との同一視は、成長過程で否定されるべきであり、彼女を自分とは異なる他者として認めることのできる能力こそが、母親と別個の存在となるために要求されるからである。そして、その能力が、子どもの自律へと通じていくことはいうまでもないであろう。

また、子どものニーズに対応する母親の側からすると、時々に変化するニーズ、新たな子どもの未経験の変化にいかん責任をもって応えられるかといった、状況に応じた判断をつねに迫られる。しかも、無力な子どもを、一個の他者として尊重しつつ、萌芽的な欲望を読み取り、時に無秩序な欲望のあり方に修正を加え、規律を教えていくといった能力が求められる。無力で傷つきやすい存在であるからこそなおいっそう、子を自分とは異なる欲望を持つ他者として尊重することの重要性が問われるだろう。そうした自律が育まれるために注がれる他者からの注視と愛情、物理的な助力のあり方は、自律した個人の一部として生き続けるであろうし、その意味で、自律した個人はつねに、さまざまな他者との関係性、あくまでも非対照的な関係性の中で生きているのだ。そして、そうした関係性を否認することのない公共性論を、現在のフェミニズム理論は模索し始めている。

結びにかえて

本稿では、フェミニズム理論において、公共性論がいかなる「問題」を女性たち、フェミニストたちに突きつけるのかを、公私二元論こそがフェ

ミニズム理論にとっての公共性「問題」である、と指摘することで、明らかにしようと試みてきた。西洋政治思想史における公共性を巡る議論を振り返る中で明らかになるのは、公私二元論を支えている主体像が、男性の経験から抽象化されている、つまり、他者への依存関係や他者に頼らなければ充たされない必要などが、その主体像からはいっさい捨象されている、という問題であった。そして、そうした主体像から引き起こされる「差異か平等か」というディレンマから解放されるために、現在の多くのフェミニストたちは、依存関係を排除することのない、より豊かな社会的な関係性の中で育まれる個人像を模索しているのだ、と本稿では指摘してきた。

しかしながら、歴史的な拘束の下で親密圏に限定されてきた子育て関係から、公共性・公的領域を構築することには、理論的にも直観的にも多くの困難が想定される。

たとえば、子どもの成長過程に焦点をあて、その経験を明示化することで描かれるわたし像は、公共性にいかなる変化をもたらすのだろうか。ネデルスキーは、「そうした変化に対する恐れは、古く、根深く、しかしまともなこと」[ibid.: 134]だという。女性に対する(性)暴力という視点からも、対他関係における肌のメタファーは危険に思われるかもしれない。あるいは、「否応なく世界におけるすべての存在と繋がって」いるわたし、が、他者に果たすべき責任は、いったいどこまで要求されるのか。自らの意志で選択したわけでもない依存関係を根拠に、わたしは見ず知らずの他者のニーズにまで応えなければならないのか。そもそも、親密圏における関係をモデルとして、親密圏以外の他者との関係性を構想する危険性から、公共性論というものが成立してきたのではなかったか。あたかも、対他関係を親子関係になぞらえるかのようなこうした議論は、(国家)政治権力に対する警戒・コントロールという、公共性論の重要な役割を無視しているのではないか。

こうした恐れは、筆者であるわたしも抱いている。しかし、再度「肌」

のメタファーに戻れば、わたしたちは外部のみを触感し、直視することができるのであって、わたしの内面があるのかどうか、誰にも分からないがどのように、他者とのいかなる関係の中から出来上がってきたのかを知り得ない。わたしの眼前に世界が存在するようには見えないがしかし、わたしこそが、ひとびとの中に、既存の世界の中に投げ出された全き他者なのである。近年多くのフェミニスト理論家が精神分析に訴えるのは、主流の公共性論が当たり前のように見なしてきたわたしという存在を、上述の恐怖心から解き放ち、排除や抑圧、他者の否認に刻印された公共性とは異なる公共性のあり方を模索しようとしているからである。

しかし、異なる人間存在のあり方を明示するまでの道のりはあまりに長く、たとえば本報告で紹介したネデルスキーも新しい自由概念や自律概念を未だ提起しえていない¹⁹⁾。本稿が、新しい公共性論の可能性を示す手前で終わるのも、言い訳ではなく、議論の性格上であると付け加えておきたい。

- 1) 私見によれば公共性論は、ロールズ『正義論』(1971)以降の規範理論の興隆のなかで、これまで主に論じられてきた政治理論の分野を超えて、法における公共性論 [ex. 井上(編)2006] や、経済学の分野にまで [ex. 後藤 2002]、その射程を上げたといえよう。

政治理論における公共性論としては、2001年より刊行が始まった佐々木毅(編)東京大学出版会の『公共哲学』シリーズが網羅的に議論を展開している。なお、本稿でも以下に論じるように、政治理論における公共性論は、公共性を領域の問題として捉える傾向が強い。そしてそのことは、本稿全体の関心でもある、公共性もつ排除の構造と深く関わっているのだが、紙幅の関係上本稿では、そうした政治(学)に孕まれた領域性・境界性の政治性については、論じることはしない。なお、政治(学)と領域・境界に関する議論については、[杉田 2005]を参照。

- 2) とはいえ、公・私の区別がまったくなくてよいという議論ではない。政治理論における公私二元論に対するフェミニズム理論の現在における論争については、[田村 2005]を参照。
- 3) 一九九〇年代以降、フェミニストの間でのアーレント評価は変化しており、アーレントの政治的なものや行為概念を高く評価するフェミニストが増えている。
- 4) たとえば、以下のようにアーレントは身体について論じている。「わたしたちが自己の内省においてもっとも強烈に感じる必然/必要とは、わたしたちの身体を貫いている生命

のプロセスであり、そのプロセスによって、身体は絶えず変化するような状態に置かれている。その変化の推移は、自動的でありわたしたち自身の活動様式からはなんの影響も受けず、また抵抗不可能である。つまり、圧倒的に差し迫った動きである。わたしたちが自らにもしないようになればなるほど、わたしたちが活動的でなくなればなくなるほど、この生物学的なプロセスはますます強みに現れ、それが本来持つ必然 / 必要性をわたしたちに強要し、人類のあらゆる歴史の底に流れている生々流転という宿命的な自動性で、わたしたちを震えあがらせるのである」[Arendt 1963: 59/89-90. 強調は引用者]

- 5) この点に関しては、*Critical Inquiry* におけるつぎの特集を参照。*Critical Inquiry*, vol. 24, no. 2 (Winter 1998): *Special Issue, Intimacy*. 本特集号の編者である、バーラントは特集に寄せられた論文の特徴を以下のように述べている。「本特集号に掲載された論文は、親密な生活がヘゲモニックな公的領域のレトリック、法、倫理、そしてイデオロギーをいかに吸収したり拒絶したりするのか、その経緯を跡づけるだけでなく、逆に親密な生活がいかに公的領域の影響を個人化したり、集合的生活 超現実的で、どこかにあり、墮落しており、関係のないもの に比べて私的生活は現実的であるというファンタジーを再創出するか、といった経緯を跡づけている。[...] こうした親密性の見直しと関連して、公・私、すなわち伝統的に性別役割分業によって分けられてきた二つの領域の適切な関係に関して合衆国で流通してきた言説を取り上げ、無効にすることが目標とされている。」[Berlant 1998: 282-283. 強調は引用者]
- 6) 境界設定に関するフェミニストの議論は、次節にて論じる。
- 7) たとえば、内閣府男女共同参画局では、2004年度より「少子化と男女共同参画に関する専門調査会」を設置している。調査会設置の趣旨説明によれば、「男女共同参画の基本理念の一つである「家庭生活における活動と職業生活等他の活動との両立」は、少子化問題においても、その解決のための重要な鍵となっている。OECD 諸国においても女性の労働力率の高い国は合計特殊出生率も高い傾向にある」と述べられている [<http://www.gender.go.jp/index.html> 2007年12月に参照: 強調は引用者]
- 8) また、労働法における女性保護規定改正をめぐることは、[浅倉 2000] を参照。女性保護規定を撤廃すべきか否かの論争において、「現状として男女が同一基準で働ける条件が整うまでは、反対」という見解と、「女性保護規定こそが、男女が同じ条件で働くことができない現状を維持している」という見解に分かれた。浅倉自身は、後者の立場から女性保護撤廃を唱えている [*ibid.*: chap. 2]。本論争は、公的権力の発動の場である労働法が、私的領域における男女関係をも規定してしまっているのか、あるいは男女関係は、労働法の規制とは別個に存在してきたものなのか、という点で見解が分かれたとも考えられる。
- 9) この問いは、ランダスが取り上げたフェミニスト的な公共性「問題」に対する関心 と密接に関わっている。なお、子どもに対する責任はいったい誰の責任なのか、という問題については、未だ問題提起的な形ではあるが、ロバート・グディンが提起する責任モデルである、ヴァルネラビリティ・モデル（社会的責任とは、もっとも傷つきやすい者が被りやすい危害を社会から取り除くこと）を参照しながら [岡野 2007] で論じている。
- 10) ここで想定されている公的なものの諸定義とは、西洋政治思想史上の諸定義である。たとえば、それは、リパブリカニズムの伝統における *res publica* (すべての者に影響を

フェミニズムにおける公共性「問題」(岡野)

及ぼす事柄)への参加の様態(=自由で平等なシティズンシップ)、リベラリズムの伝統における分離の技法(ex. ウォルツァー)や対話の様式(ex. アッカーマン)、批判理論における討議の理性の使用(ex. ハーバマス)などである。

- 11) たとえば、ペイトマンは、リベラリズムのなかに存在しつづける男性/女性という対立項によって表象される二項式をつぎのように指摘している。「女性とは、すなわち、自然、個人的、感情的、愛情、私的、本能、道徳性、属性、個別的、服従を意味する。男性とは、すなわち、文化、政治的、理性、正義、公的、哲学、権力、達成、普遍的、自由である」[Pateman 1989: 124]
- 12) かつて、べつとところで、リベラリズムの主体像について、意志の自律という特徴に着目して論じたことがある。そこでは、リベラリズムが個人の平等を説明するために導入する自由意志という理念が、公私二元論を生み、さらに身体をめぐる諸問題に対応できなくする論理を明らかにした[岡野 2001]
- 13) この点について、ユダヤ人性と女性性を比較しながら、なぜユダヤ人問題は「寛容」の問題であり「平等」の問題たり得ないのか、と問いかける[Brown 2004]を参照。彼女は、身体性を私秘化するためには、親密圏の核を構成する異性愛関係に入らなければならないと指摘し、異性愛関係を結ぶことができない同性愛者は、特定の他者に向けての身体的欲望を親密圏に閉じ込め馴化することができないために、公的領域において二級市民の烙印を押されるのだと指摘している。
- 14) たとえば、以下のベンジャミンの記述を参照。「承認を、他者についてすべてを知りうることという意味に捉えるならば、[...] 自律した主体、自己について、自己の欲望についてつねに知っている自己閉鎖的な主体、異質性を含み多くの部分から成る存在ではなく統一体である主体という規範を蘇らせてしまうだろう。それはまた、共通性と同一化のみが、他者を尊重することの根拠であると認めてしまうことになる。その結果、他者性に対する敬意ではなく、ショーヴィニズムやナショナリズムが育まれがちとなるであろう」[Benjamin 1998: 101]
- 15) ネデルスキーは、合衆国憲法史上、国家権力・多数の権力に対する私有財産権の神聖不可侵性がいかにして確立されてきたかに注目した政治思想家である[Nedelsky 1990a: esp. chap. 6]。以下、非常に簡単にはあるが、日本ではほとんど言及されてこなかった彼女の議論を紹介しておく。

彼女によれば、「アメリカの政治制度の構造を決定しているのは、私有財産権である」[ibid.: 1]。合衆国では、財産権が自由 liberty 自由の行使には、財産権が重要な役割を果たし、自由は、財産権の自由な行使を必要とするから と、安全 security 財産を持つものは、とくに無産階級からの要求からの財産保護を必要とし、そうした安全がなければ、財産そのものの価値がなくなるから という二つの異なる理念を具体化し、諸権利を象徴する特別な権利として認知されてきた。合衆国の憲法史において重要なのは、私有財産権が有産階級の自己利益を保護するための切り札というよりむしろ、私有財産権がその他の基本的な人間にとっての善、とりわけ、自由と安全とに内的に結びついていると考えられてきた点である[ibid.: 205-7]

さらに、以下のように彼女の議論は続く。国家による私的領域への介入を制限するため

に、何人からも侵害されない財産権が個人の権利保護の要として考えられてきた結果、権利一般もまた、国家の正統な介入がどこまで及ぶのかを示す限界・境界としての役割を果たすようになり、他方で、個人の自由は、他者からの侵入を排除するための壁の内側にあること、他者の侵入から自由であることを意味するようになった。

私有財産の不平等な配分をいかに無産階級からの要求から守るのか、という深刻な問題から生まれた、権利（所有権）とは自他の不動の境界線を設定するものである、という考え方は、合衆国における政治に対する考え方も規定している。アーレントは『革命について』（1963）において、人民の政治参加と自由の実践をアメリカ革命の「失われた宝」と呼んだが、合衆国では、財産権といった市民的権利の保護のために、政治的権利が存在していると考えられるようになる。すなわち、「政治参加は、[アーレントが考えたような目的そのものではなく、引用者補足]ある目的に対する手段として考えられる」[ibid: 212]。さらには、財産権は、これ以上国家権力が介入できない境界線として機能しているために、財産権そのものが、国家権力によって保障され、集団的決定の帰結である、つまり、財産権そのものに、国家権力が作用しているという事実も不可視化されることになる。つまり、私有財産権が国家権力の限界を担保するという強い信念は、個人の自由な領域と政治権力との連関性を見えなくしてしまう。

- 16) たとえば、ロールズは「市民」の特徴として、他者のために行為することを要請する社会的役割から離れた自律的存在であることと、自分自身に根ざした self-originating 妥当な権利要求をし得る主体としている [Rawls 1980: 544]
- 17) たとえば、日本の憲法学において、自律と他者との関係性を対立する概念とみなさずに、両者の視点から複眼的に社会権を捉え返そうとする [遠藤 2004] を参照。
- 18) とくに、ロールズを批判の対象としながら、依存関係を中心とした社会正義を模索するフェミニストとして、エヴァ・キティが挙げられる。また、ネデルスキーのように、自律という概念を前提ではなく、あくまでも達成されるべき善として捉え返し、いかに自律した人格と「なる」のか、その個性化のプロセスこそがフェミニズムにとっての最重要課題であると論じるフェミニストとして、ドゥルシラ・コーネルが挙げられる。両者については、[岡野 2004a] で論じている。
- 19) 筆者は、ある機会を得て4年ほど前にネデルスキーさん本人にインタビューすることができた [岡野 2004b]。そのさい、彼女は九〇年代後半以降の北米におけるフェミニズムの低迷を危惧しており、その原因の一つとして、フェミニズム理論が未だ新たな人間観を提示し得ないことを挙げていた。長い歴史をかけて積み上げられてきた社会像・人間像に対して、歴史も資源も乏しいフェミニズム理論が代替案を提示する困難さに、彼女自身悩まされているとのことである。他方、フェミニストの批判は、もう聞き飽きた。それで？ という、男性研究者の態度が、いかにフェミニストの問題意識を共有しない、しなくてもいい「特権」であるのかをかれらは気づいていない、ということも批判していた。今回、日本で取り上げられることの少ないネデルスキーさんに着目したのは、ネデルスキーさんに対する報告者自身の一〇年以上前からの個人的敬意とともに、そうした彼女の真摯な悩みに共鳴したからである。なお、インタビュー後、ネデルスキーさんの新著 *Human Rights and Judgment: A Relational Approach* が公刊されることを聞き、心待ち

にしているところである。

参考文献表

- Arendt, Hannah 1958 *Human Conditions* (Chicago: The University of Chicago Press). 志水速雄訳『人間の条件』(ちくま学芸文庫, 一九九四年)。
- 1963 *On Revolution* (London: Penguin Books). 志水速雄訳『革命について』(ちくま学芸文庫, 一九九五年)。
- 浅倉むつ子 2000 『労働とジェンダーの法律学』(有斐閣)。
- Benjamin, Jessica 1998 *Shadow of the Other: Intersubjectivity and Gender in Psychoanalysis* (NY and London: Routledge).
- 1988 *The Bonds of Love: Psychoanalysis, Feminism, and the Problem of Domination* (NY: Pantheon Books). 寺沢みずほ訳『愛の拘束』(青土社, 一九九六年)。
- Berlant, Lauren 1998 “Intimacy: A Special Issue” *Critical Inquiry*, vol. 24, no. 2 (Winter).
- Brown, Wendy 2004 “Tolerance and Equality: “The Jewish Question” and “The Woman Question”” in eds. by J. Scott, and D. Keates, *Going Public: Feminism and the Shifting Boundaries of the Private Sphere* (Urbana and Champaign: University of Illinois Press).
- Butler, Judith 1995 “Contingent Foundations: Feminism and the Question of “Postmodernism”” in eds. by Benhabib, Cornell, Fraser, *Feminist Contentions: A Philosophical Exchange* (NY, London: Routledge).
- Diets, Mary 1995 “Feminist Receptions of Hannah Arendt” in Honig.
- 遠藤美奈 2004 「健康で文化的な最低限度の生活」の複眼的理解 自律と関係性の観点から 齊藤純一編『福祉国家/社会的連帯の理由』(ミネルヴァ書房)。
- 後藤玲子 2002 『正義の経済哲学 ロールズとセン』(東洋経済新報社)。
- Honig, Bonnie (ed.) 1995 *Feminist Interpretations of Hannah Arendt* (Pennsylvania: The Pennsylvania State University). 岡野八代, 志水紀代子訳『ハンナ・アーレントとフェミニズム フェミニストはアーレントをどう理解したか』(未来社, 二〇〇一年)。
- 井上達夫(編) 2006 『公共性の法哲学』(ナカニシヤ出版)。

- カント, イマヌエル 2000 北尾宏之訳「理論と実践」『カント全集 14』(岩波書店)
- 小島妙子・水谷英夫 2004 『ジェンダーと法 1 DV・セクハラ・ストーカー』(信山社出版)
- Landes, Joan 1998 “Introduction” to *Feminism: The Public & The Private* (Oxford, NY: Oxford University Press).
- Nedelsky, Jennifer 1990a *Private Property and the Limits of American Constitutionalism* (Chicago: University of Chicago Press).
- 1990b “Law, Boundaries, and the Bounded Self” *Representations* 30 (Spring).
- 岡野八代 1997 「ハンナ・アレントとフェミニズム 「闘争の場」としての政治」『思想』(第872号)
- 2001 「リベラリズムの困難から, フェミニズムの可能性へ」江原由美子編『フェミニズムの主張 5 フェミニズムとリベラリズム』(勤草書房)
- 2004a 「法=権利の世界とフェミニズムにおける「主体」, 和田・樫村・阿部編『法社会学の可能性』(法律文化社)
- 2004b 「ジェンダーの視点を法学教育に生かすための諸課題 米国フェミニズム法学教育者インタビュー調査から」(澤敬子, 内藤葉子, 藤本亮, 眞鍋佳奈, 南野佳代, 望月清世との共著)『現代社会研究』(第8号)
- 2007 「シティズンシップ論再考 責任論の観点から」『年報政治学 排除と包摂の政治学 越境, アイデンティティ, そして希望』(第2号)
- Pateman, Carol 1992 “Equality, Difference, Subordination: the Politics of Motherhood and Women’s Citizenship,” in eds. by Gisela Bock and Susan James, *Beyond Equality & Difference* (London, NY: Routledge).
- Rawls, John 1980 “Kantian Constructivism in Moral Theory: The Dewey Lectures.” *The Journal of Philosophy*, LXXVII (September).
- 佐々木毅(編) 2001 『公共哲学 1 公と私の思想史』(東京大学出版会)
- Sevenhuijsen, Selma 1998 *Citizenship and the Ethics of Care: Feminist Considerations on Justice, Morality and Politics* (NY, London: Routledge).
- 杉田敦 2005 『境界線の政治学』(岩波書店)
- 田村哲樹 2005 「フェミニズムは公/私区分を必要とするのか?」『政治思想研

究』(第5号)。

Tronto, Joan 1993 *Moral Boundaries: A Political Argument for an Ethics of Care* (London, NY: Routledge).

ウルストンクラフト, メアリ 1980 白井堯子訳『女性の権利の擁護』(未来社)。

Young, Iris 1997 *Intersecting Voices: Dilemmas of Gender, Political Philosophy, and Policy* (Princeton: Princeton University Press).